

令和7年江南市議会3月定例会追加議案目録

令和7年3月10日

議案第42号	江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	P	2
議案第43号	江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について	P	21
議案第44号	令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）	P	25
議案第45号	令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）	P	35
議案第46号	令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）	P	59
報告第5号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	66

令和7年議案第42号

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月10日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、時間外勤務の免除の見直し及び仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を図るとともに、国家公務員に係る制度に準じ、フレックスタイム制を導入するため、改正する必要があるからであります。

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「をいう」を「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第8条の2第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第8条の3第1項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める

者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改め、同条を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第2項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1）小学校就学の始期に達するまでの子

（2）小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子であって、市長が定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第819号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立につい

て家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第2項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）とあるのは「要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(江南市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「第5条」を「第5条第1項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第8条の3第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「基づく週休日」の次に「若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第14条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第5項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第15条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

(江南市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 5 江南市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「規則」の次に「（以下この項において「条例等」という。）」を、「与えられた日」の次に「及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加える。

(参 考)

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新
旧対照表

新	旧
<p>(週休日及び勤務時間の<u>割振り等</u>)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日(<u>第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。</u>))をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の<u>割振り</u>)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日<u>をいう</u>。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>
2 (略)	2 (略)
3 <u>任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)</u> について、 <u>職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規</u>	

新	旧
<p><u>則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日</u>を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、<u>単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、<u>第3条第2項若しくは第3項</u>又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下<u>この項</u>において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日</u>において特に勤務することを命ず</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、<u>第3条第2項</u>又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下<u>この条</u>において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>

新	旧
<p><u>る必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、江南市職員の給与に関する条例(昭和30年条例第5号。以下「給与条例」という。)第14条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある<u>第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。))に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</u></p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭</p>	<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、江南市職員の給与に関する条例(昭和30年条例第5号。以下「給与条例」という。)第14条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。))に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>和22年法律第164号)第27条第1項第3号の <u>規定により同法第6条の4第2号に規定す</u> <u>る養子縁組里親である職員に委託されて</u> <u>いる児童その他これらに準ずる者として</u> <u>規則で定める者を含む。以下この項及び</u> <u>第2項並びに次条第1項から第3項までに</u> <u>おいて同じ。)のある職員(第3条第3項の</u> <u>規定により勤務時間を割り振られた職員</u> <u>を除く。)が、規則で定めるところにより、</u> <u>当該子を養育するために請求した場合に</u> <u>は、公務の運営に支障がある場合を除き、</u> <u>規則で定めるところにより、当該職員に</u> <u>当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び</u> <u>終業の時刻を、職員が育児又は介護を行</u> <u>うためのものとしてあらかじめ定められ</u> <u>た特定の時刻とする勤務時間の割振り</u> <u>による勤務をいう。第3項において同じ。)</u> <u>をさせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> <u>子</u></p> <p>(2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程</u> <u>又は特別支援学校の小学部に就学し</u> <u>ている子であって、市長が定めるもの</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、第15条第1項に規定する</u> <u>日常生活を営むのに支障がある者(以下</u> <u>「要介護者」という。)を介護する職員に</u> <u>ついて準用する。この場合において、前</u> <u>項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律</u> <u>第819号)第817条の2第1項の規定により</u> <u>職員が当該職員との間における同項に規</u> <u>定する特別養子縁組の成立について家庭</u></p>	

新	旧
<p><u>裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u>であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第2項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)</u>とあるのは「<u>要介護者</u>」と、「<u>当該子を養育</u>」とあるのは「<u>当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><u>第8条の4</u> 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><u>第8条の3</u> 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(<u>民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u>)であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。</u></p>

新	旧
<p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場</p>	<p><u>む。以下この条において同じ。)</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における<u>同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属して</u></p>

新	旧
<p>合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p><u>いる場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p>

新	旧
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p>第17条の2 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

新	旧
<p><u>措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第17条の3 <u>任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

江南市職員の給与に関する条例（附則第4項関係）

新	旧
<p>(給料の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び<u>第5条第1項</u>の規定</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び<u>第5条</u>の規定に基づ</p>

新	旧
<p>に基づく<u>週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数</u>を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (管理職員特別勤務手当)</p>	<p>く<u>週休日の日数</u>を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (管理職員特別勤務手当)</p>
<p>第8条の3 管理職員特別勤務手当は、前条に規定する管理職手当を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>又は同条例第9条及び第10条に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。ただし、その勤務に対し、相応の手当その他の給付が別に支給される場合は、この限りでない。</p>	<p>第8条の3 管理職員特別勤務手当は、前条に規定する管理職手当を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条</u>の規定に基づく週休日又は同条例第9条及び第10条に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。ただし、その勤務に対し、相応の手当その他の給付が別に支給される場合は、この限りでない。</p>
<p>2～4 (略) (時間外勤務手当)</p>	<p>2～4 (略) (時間外勤務手当)</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>勤務時間条例第5条第1項</u>の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>勤務時間条例第5条</u>の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務</p>

新	旧
<p>の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間(市長が規則で定める時間を除く。)について、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例<u>第5条第1項</u>の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>	<p>時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間(市長が規則で定める時間を除く。)について、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例<u>第5条</u>の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>
<p>5 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項の勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び<u>第5条第1項</u>の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条</p>	<p>5 同左</p> <p>(1) 第1項の勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び<u>第5条</u>の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が</p>

新	旧
<p><u>第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6及び7 (略)</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第15条 休日勤務手当は、祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び<u>第5条第1項</u>の規定に基づく週休日に当たるときは、市長が規則で定める日)及び年未年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>規則で定めるものを除く。)の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6及び7 (略)</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第15条 休日勤務手当は、祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び<u>第5条</u>の規定に基づく週休日に当たるときは、市長が規則で定める日)及び年未年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。</p> <p>2 (略)</p>

江南市職員退職手当支給条例（附則第5項関係）

新	旧
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p>

新	旧
<p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくは、これに基づく規則(以下この項において「<u>条例等</u>」<u>という。</u>))により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び<u>条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。</u>第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(江南市の休日を守る条例(平成元年条例第32号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を</p>	<p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくは、これに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(江南市の休日を守る条例(平成元年条例第32号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、この限りではない。</p>

新	旧
除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、この限りではない。	

令和7年議案第43号

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月10日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条に1号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

第4条第2号、第4号、第5号及び第6号を改め、同条に2号を加える改正規定のうち同条第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>第3条に次の1号を加える。</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「(当該学科目を修めて」を「後(」に、「を修了した場合を含む。)後」を「にあっては、修了した後)」に、「の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。」を「にあっては、修了した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「に規定する学校を卒業した者」を「の</p>	<p>第3条に次の1号を加える。</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「(当該学科目を修めて」を「後(」に、「を修了した場合を含む。)後」を「にあっては、修了した後)」に、「の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。」を「にあっては、修了した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「に規定する学校を卒業した者」を「の</p>

新	旧
<p>卒業生」に改め、同条第6号中「水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号に規定する登録講習」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」に改め、同条に次の2号を加える。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>卒業生」に改め、同条第6号中「水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号に規定する登録講習」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」に改め、同条に次の2号を加える。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>

令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度江南市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,561,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月10日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 443,936	千円 761	千円 444,697
	1 基 金 繰 入 金	443,655	761	444,416
歳 入 合 計		35,560,273	761	35,561,034

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 3,169,055	千円 761	千円 3,169,816
	1 保 健 衛 生 費	1,357,473	761	1,358,234
歳 出 合 計		35,560,273	761	35,561,034

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金	千円 443,936	千円 761	千円 444,697
歳入合計	35,560,273	761	35,561,034

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 衛生費	千円 3,169,055	千円 761	千円 3,169,816
歳出合計	35,560,273	761	35,561,034

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 761
			761

2 歳 入

19 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
19	繰入金	443,936	761	444,697
	1 基金繰入金	443,655	761	444,416
	1 基金繰入金	443,655	761	444,416
	計	35,560,273	761	35,561,034

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 基金 繰入金		761	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金

3 歳 出

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	1,328,328	761	1,329,089				761	19扶助費	761
計	1,357,473	761	1,358,234				761		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	761	
[予防接種事業] ・ 予防接種事業 19 扶助費 予防接種健康被害者給付費 予防接種健康被害者見舞金	756 5	予防接種健康被害者給付費 補正後137,908,000円—補正前137,152,000円 予防接種健康被害者見舞金 補正後30,000円—補正前25,000円

令和7年議案第45号

令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度江南市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,026,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月10日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 1,979,990	千円 320,534	千円 2,300,524
	1 基 金 繰 入 金	1,978,985	320,534	2,299,519
21 諸 収 入		1,668,729	4,670	1,673,399
	5 雑 入	1,419,024	4,670	1,423,694
歳 入 合 計		36,701,535	325,204	37,026,739

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 18,471,837	千円 12,530	千円 18,484,367
	1 社 会 福 祉 費	9,482,936	12,530	9,495,466
4 衛 生 費		3,053,639	83,455	3,137,094
	1 保 健 衛 生 費	939,770	20,893	960,663
	3 上 水 道 費	1,656	62,562	64,218
6 農 林 水 産 業 費		233,496	179	233,675
	1 農 業 費	233,456	179	233,635
7 商 工 費		686,285	118,648	804,933
	1 商 工 費	686,285	118,648	804,933
10 教 育 費		3,691,481	110,392	3,801,873
	5 保 健 体 育 費	1,825,199	110,392	1,935,591
歳 出 合 計		36,701,535	325,204	37,026,739

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金	千円 1,979,990	千円 320,534	千円 2,300,524
21 諸収入	1,668,729	4,670	1,673,399
歳入合計	36,701,535	325,204	37,026,739

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 18,471,837	千円 12,530	千円 18,484,367
4 衛生費	3,053,639	83,455	3,137,094
6 農林水産業費	233,496	179	233,675
7 商工費	686,285	118,648	804,933
10 教育費	3,691,481	110,392	3,801,873
歳出合計	36,701,535	325,204	37,026,739

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 12,530
			83,455
			179
			118,648
		4,670	105,722
		4,670	320,534

2 歳 入

19款 繰入金

21款 諸収入

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
19	繰入金		1,979,990	320,534	2,300,524
	1	基金繰入金	1,978,985	320,534	2,299,519
		1 基金繰入金	1,978,985	320,534	2,299,519
21	諸収入		1,668,729	4,670	1,673,399
	5	雑入	1,419,024	4,670	1,423,694
		2 雑入	1,418,770	4,670	1,423,440
		計	36,701,535	325,204	37,026,739

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 基 繰 入 金	320,534	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
9 学 校 給 食 セ ン タ 給 食 費 徴 収 金	4,670	[学校給食課] 小学校児童職員徴収金 中学校生徒職員徴収金 学校給食センター職員徴収金 試食者徴収金	2,702 1,606 340 22

3 歳 出

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 介 護 保 險 費	1,418,098	6,890	1,424,988				6,890	18負担金、 補助及び 交 付 金	6,890
3 障 害 者 福 祉 費	3,941,707	5,640	3,947,347				5,640	18負担金、 補助及び 交 付 金	5,640
計	9,482,936	12,530	9,495,466				12,530		

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づ くり 費	906,294	12,871	919,165				12,871	10需用費	18
								11役 務 費	53
								18負担金、 補助及び 交 付 金	12,800

3-1-2 介護保険費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護サービス事業所等支援事業] ・介護サービス事業所等支援事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 介護サービス事業所等支援金	6,890	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	目的 介護サービス事業所等の安定した事業継続の支援 内容 支援金の交付
[自立支援給付事業] ・障害者自立支援給付事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 障害福祉サービス等事業所支援金	5,640	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	目的 障害福祉サービス等事業所の安定した事業継続の支援 内容 支援金の交付

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[地域医療推進支援事業] ・地域医療推進支援事業（物価高騰対策） 10 需用費 印刷製本費 一般事業用 11 役務費 郵便料 18 負担金、補助及び交付金 物価高騰対策医療機関等支援金	12,871 18 53 12,800	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	目的 医療機関等の安定した事業継続の支援 内容 支援金の交付

歳 出
4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 環 境 保 全 費	33,476	8,022	41,498				8,022	11 役 務 費	22
								18 負担金、 補助及び 交付金	8,000
計	939,770	20,893	960,663				20,893		

4 款 衛生費
3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	1,656	62,562	64,218				62,562	18 負担金、 補助及び 交付金	2,867
								27 繰 出 金	59,695
計	1,656	62,562	64,218				62,562		

4-1-2 環境保全費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	8,022		
〔温暖化防止事業〕 ・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（物価高騰対策） 11 役務費 郵便料 18 負担金、補助及び交付金 省エネ家電買換補助金	22 8,000	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と家庭から排出される温室効果ガスの削減 内容 省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫への買換えに対する補助金の交付	

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	2,867		
〔水道料金賦課等事業〕 ・水道料金減額協力金交付事業 18 負担金、補助及び交付金 水道料金減額協力金		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 （独立行政法人都市再生機構中部支社分） 内容 6月及び7月検針分の水道料金減額協力金の交付	
	59,695		
〔企業会計管理事業〕 ・水道事業会計繰出事業（物価高騰対策） 27 繰出金 水道事業会計繰出金		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 （江南市水道事業分） 内容 6月及び7月検針分の水道料金減額に係る経費の繰出し	

歳 出
6款 農林水産業費
1項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	233,456	179	233,635				179	18負担金、 補助及び 交付金	179
計	233,456	179	233,635				179		

7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	354,627	118,648	473,275				118,648	1報 酬	1,619
								3職 員 手当等	652
								4共 済 費	393
								8旅 費	19
								10需 用 費	372
								11役 務 費	593
								18負担金、 補助及び 交付金	115,000
計	686,285	118,648	804,933				118,648		

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	179		
〔農業者経営安定化事業〕 ・農業者経営所得安定対策推進事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 農業経営収入保険加入促進補助金		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 農業者の営農継続と経営安定のための支援 内容 農業経営収入保険加入者に対し補助金を交付	

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	118,648		
〔物価高騰対策支援事業〕 ・江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	
1	報酬	1,619	
	会計年度任用職員		
3	職員手当等	652	目的 エネルギー価格の高騰による影響を受けている市内 中小企業等への支援
	期末手当	335	
	勤勉手当	317	内容 市内中小企業等に対し支援金を交付
4	共済費	393	
	社会保険料等	365	
	労働保険料	28	
8	旅費	19	
	費用弁償		
10	需用費	372	
	消耗品費	150	
	一般事業用		
	印刷製本費	222	
	一般事業用		
11	役務費	593	
	郵便料		
18	負担金、補助及び交付金	115,000	
	江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金		

歳 出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	236,962	△1,487	235,475				△1,487	1報 酬	3,214
								3職 員 手当等	985
								4共 済 費	928
								7報 償 費	9,896
								8旅 費	33
								10需 用 費	561
								11役 務 費	801
								12委 託 料	△18,797
								13使 用 料 及 賃 借 料	598
								17備 品 購 入 費	165
								18負担金、 補助及び 交 付 金	129

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[スポーツ振興事業]	
	・運動部活動地域展開等事業	
	1 報酬	
	会計年度任用職員	会計年度任用職員 補正後5,241,000円－補正前2,027,000円
	3 職員手当等	
	期末手当	期末手当 補正後861,000円－補正前335,000円
	勤勉手当	勤勉手当
	4 共済費	
	社会保険料等	補正後723,000円－補正前264,000円
	労働保険料	社会保険料等 補正後1,257,000円－補正前418,000円
	7 報償費	
	講師謝礼	労働保険料 補正後135,000円－補正前46,000円
	8 旅費	
	費用弁償	費用弁償 補正後74,000円－補正前41,000円
	10 需用費	
	消耗品費	業務委託料 補正後0円－補正前18,797,000円
	一般事業用	会場借上料
	印刷製本費	補正後166,000円－補正前26,000円
	一般事業用	
	11 役務費	
	郵便料	801
	スポーツ安全保険料	121
	賠償責任保険料	605
	口座振込手数料	23
		52
	12 委託料	
	業務委託料	△18,797
	13 使用料及び賃借料	
	会場借上料	598
	システム使用料	140
		458
	17 備品購入費	
	熱中症指数計	165
	救急セット	143
		22
	18 負担金、補助及び交付金	
	部活動指導員検定手数料	129

歳出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 学 校 給 食 費	1,588,237	111,879	1,700,116			4,670	107,209	10需用費	62,400
								16公有財産 購入費	49,399
								18負担金、 補助及び 交付金	80
計	1,825,199	110,392	1,935,591			4,670	105,722		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[新学校給食センター整備等事業]	36,298		
- 新学校給食センター整備事業		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
16 公有財産購入費			補正後418,961,000円ー補正前382,663,000円
新学校給食センター建物取得費			
[給食調理事業]	13,101		
- 給食調理事業			
16 公有財産購入費			補正後151,209,000円ー補正前138,108,000円
新学校給食センター建物取得費			
[給食用物資購入事業]	62,480		
- 給食用物資調達事業		★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
10 需用費	62,400		
賄材料費			
小学校児童職員	40,322	<特定財源>	
中学校生徒職員	21,716	そ 2,702千円	小学校児童職員徴収金
学校給食センター職員	340	そ 1,606千円	中学校生徒職員徴収金
小学校PTA試食者	16	そ 340千円	学校給食センター職員徴収金
中学校PTA試食者	2	そ 22千円	試食者徴収金
学校給食センター試食者	4		
18 負担金、補助及び交付金	80		
江南市小中学校等昼食費支援金			小学校児童職員 補正後322,051,000円ー補正前281,729,000円 中学校生徒職員 補正後189,764,000円ー補正前168,048,000円 学校給食センター職員 補正後2,973,000円ー補正前2,633,000円 小学校PTA試食者 補正後127,000円ー補正前111,000円 中学校PTA試食者 補正後18,000円ー補正前16,000円 学校給食センター試食者 補正後35,000円ー補正前31,000円 江南市小中学校等昼食費支援金 補正後740,000円ー補正前660,000円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業

1 対象事業

(単位：千円)

部課名	事業名	事業内容	事業費
経済環境部			
商工観光課	江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業	市内中小企業等へエネルギー価格高騰対策として支援金を支給する。	118,648
農政課	農業者経営所得安定対策推進事業(物価高騰対策)	農業経営収入保険に加入する者に対し、保険料の一部を助成する。	179
環境課	住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業(物価高騰対策)	省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫(統一省エネラベル星3つ以上)への買換えに補助金を交付する。	8,022
ふくし部			
介護保険課	介護サービス事業所等支援事業(物価高騰対策)	介護サービス事業所等1事業所あたり5万円～12万円を支給する。	6,890
ふくし支援課	障害者自立支援給付事業(物価高騰対策)	障害福祉サービス等事業所1事業所あたり5万円～9万円を支給する。	5,640
水道部			
水道課	水道料金減額協力金交付事業	2か月(6月及び7月検針分)の基本料金相当額と事業の実施に必要な経費を、協力金として支給する。	2,867
	水道事業会計繰出事業(物価高騰対策)		59,695
教育部			
学校給食課	給食用物資調達事業	児童・生徒の給食費保護者負担分の一部(一食あたり40円)を補助する。	57,810
健康こども部			
健康づくり課	地域医療推進支援事業(物価高騰対策)	医療機関等1事業所あたり5万円～60万円を支給する。	12,871
合 計			272,622

江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業

1 事業目的

エネルギー価格の高騰による影響を受けている市内中小企業等への支援となるよう、支援金を交付する。

2 事業内容

(1) 対象事業者

令和7年3月1日までに創業した中小法人等又は個人事業主。
中小法人等は事業所の所在地又は確定申告書記載の納税地が市内であること。
個人事業主は住民登録、事業所の所在地、確定申告書記載の納税地のいずれかが市内であること。

(2) 交付額

1 事業者あたり 5 万円

(3) 申請期間

令和7年5月1日(木)から令和7年7月31日(木)まで

3 事業費

118,648 千円

支援金 115,000 千円

事務費 3,648 千円

農業者経営所得安定対策推進事業

(物価高騰対策)

1 事業目的

物価高騰に伴う収入減少等の経営リスクに備え、営農継続と経営安定を図るため、農業経営収入保険に加入する農業者を支援する。

2 事業内容

愛知県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険に加入する者に対し、保険料の一部を助成する。

3 補助対象者

農業経営収入保険に加入する市内に住所を有する者(法人にあつては本店又は主たる事務所を市内に有する者)

4 補助金額

補助対象者が負担する保険料及び事務費の合計額の1/2
5万円を上限額とする。(1,000円未満の端数は切り捨て)

5 事業費

179千円

補助金 179千円

住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業 (物価高騰対策)

1 事業目的

電気・ガス等のエネルギー価格高騰の影響を受けている生活者に対し、省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫への買換えを促進することで、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図るとともに、家庭からの温室効果ガスの排出量を削減する。

2 事業内容

省エネ性能の高いエアコン及び冷蔵庫(いずれも統一省エネラベル星 3 つ以上)への買換えに補助金を交付する。

(1) 対象者

次の要件を全て満たす方

- ①申請日時時点で、江南市の住民基本台帳に記録されていること
 - ②市内で自ら居住する住宅に設置されたエアコン、冷蔵庫の買換えであること
- ※同一世帯に対する補助金の交付は 1 回限り

(2) 補助対象経費

本体の購入費(附属品、設置、配送等に係る経費を除く。)

(3) 補助額

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ①補助対象経費が 20 万円以上の場合 | 50,000 円 |
| ②補助対象経費が 10 万円以上 20 万円未満の場合 | 30,000 円 |
| ③補助対象経費が 5 万円以上 10 万円未満の場合 | 10,000 円 |

(4) 申請の期間及び方法

令和 7 年 6 月 1 日(日)から令和 7 年 7 月 31 日(木)までに、領収書の写し等を添付した申請書兼請求書を提出

※令和 7 年 6 月 1 日以降に購入したものが対象

3 事業費

8,022 千円

補助金	8,000 千円
事務費	22 千円

水道料金減額協力金交付事業

水道事業会計繰出事業（物価高騰対策）

1 事業目的

物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対し、水道料金の負担軽減を図ることで、生活者及び事業者を支援する。

2 事業内容

水道料金の基本料金を一定期間免除する水道事業者等に対し、その期間内の基本料金相当額と事業の実施に必要となる経費を、協力金として交付又は繰出する。

(1) 減額の内容

2か月間の水道料金の基本料金を免除する。

独立行政法人都市再生機構中部支社 (税込)

区分なし	1か月基本料金	2か月基本料金
	517 円	1,034 円

江南市水道事業 (税込)

メーター口径	1か月基本料金	2か月基本料金
13mm	726 円	1,452 円
20mm	924 円	1,848 円
25mm	1,320 円	2,640 円
40mm	2,640 円	5,280 円
50mm	3,960 円	7,920 円
75mm	6,600 円	13,200 円
100mm	13,200 円	26,400 円

(2) 減額の期間

6月及び7月検針分

(3) その他

官公署用は対象外とする。

3 事業費

水道料金減額協力金交付事業 2,867千円

水道事業会計繰出事業(物価高騰対策) 59,695千円

給食用物資調達事業

1 事業目的

学校給食法の規定に基づく学校給食摂取基準を満たすことにより、児童・生徒に対する必要なエネルギーや栄養素の確保を目指す。

2 事業内容

物価高騰により賄材料費も影響を受け、現在の給食費では、必要なエネルギーや栄養素の確保が困難なことから、学校給食費を値上げし、賄材料費の確保を図る。また、私立小中学校、特別支援学校に通う児童・生徒やアレルギー等の理由により江南市立学校給食センターからの学校給食の提供を受けていない児童及び生徒に対する支援金について、給食費値上げ分の差額の計上を行う。

(1) 学校給食費の改定

小学校 : 一食あたり 320円(改定前 280円)

中学校 : 一食あたり 350円(改定前 310円)

(2) 支援金の支給

小学校 : 一食あたり 320円(改定前 280円)×12日

中学校 : 一食あたり 350円(改定前 310円)×12日

(3) 給食費の負担軽減策

給食費値上げ分は、重点支援地方交付金を充当し、保護者の給食費負担額は据え置く。

3 実施時期

令和7年4月から

4 事業費 62,480千円

運動部活動地域展開等事業

1 事業目的

全国的な少子化が進行する中でも、将来に渡り子どもたちが、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させることを目標として実施する。

2 事業内容(概要)

土曜、日曜日に教職員が指導している運動部活動を、地域の指導者を実施主体とする地域クラブ活動としていく。

地域クラブ活動の種目は、陸上(ランニング)、女子バスケットボール、ソフトテニス、バレーボール、ソフトボール、バドミントン、軟式野球、剣道、卓球、サッカーの10種目を予定する。

3 事業対象

原則として、江南市内の中学校に在籍する生徒のうち、地域クラブ活動へ参加を希望する者とする。

4 実施時期

令和5年度～令和7年度 試行実践期間
令和8年度～ 休日の運動部活動から順次地域クラブ活動へ展開予定

5 事業費

20,707千円

補正前予算額 22,194千円

今回補正額 △1,487千円

補正後予算額 20,707千円

〈特定財源〉

その他 9,680千円 地域スポーツクラブ参加料

令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,770,570 千円	△ 5,037 千円	1,765,533 千円
第1項 営業収益	1,617,776 千円	△ 64,732 千円	1,553,044 千円
第2項 営業外収益	152,792 千円	59,695 千円	212,487 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,494,349 千円	△ 5,037 千円	1,489,312 千円
第1項 営業費用	1,464,424 千円	847 千円	1,465,271 千円
第2項 営業外費用	28,624 千円	△ 5,884 千円	22,740 千円

（他会計からの補助金）

第3条 物価高騰に対する支援策としての水道料金（基本料金）の免除に充てるため、江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、59,695千円である。

令和7年3月10日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,770,570	△ 5,037	1,765,533
	1 営業収益		1,617,776	△ 64,732	1,553,044
		1 給 水 収 益	1,531,200	△ 64,732	1,466,468
	2 営業外収益		152,792	59,695	212,487
		2 他 会 計 補 助 金	1,176	59,695	60,871

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,494,349	△ 5,037	1,489,312
	1 営業費用		1,464,424	847	1,465,271
		4 業 務 費	118,333	847	119,180
		6 減 価 償 却 費	459,827		459,827
	2 営業外費用		28,624	△ 5,884	22,740
2 消費税及び地方消費税		5,923	△ 5,884	39	

令和 7 年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	213,819
	減価償却費	459,827
	固定資産除却費	12,200
	引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,849
	長期前受金戻入額	△ 136,567
	受取利息及び受取配当金	△ 806
	支払利息	22,700
	未収金の増減額 (△は増加)	18,583
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 2,996
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 4,279
	小計	580,632
	利息及び配当金の受取額	806
	利息の支払額	△ 22,700
	業務活動によるキャッシュ・フロー	558,738
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 863,262
	有形固定資産の売却による収入	2
	分担金及び負担金による収入	177,812
	補助金等による収入	67,880
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 617,568
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 107,145
	財務活動によるキャッシュ・フロー	42,855
	資金増加額 (又は減少額)	△ 15,975
	資金期首残高	1,000,310
	資金期末残高	984,335

令和7年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		242,246
	ロ 建物	363,634	
	減価償却累計額	△ 196,031	167,603
	ハ 構築物	22,756,290	
	減価償却累計額	△ 11,438,748	11,317,542
	ニ 機械及び装置	2,222,189	
	減価償却累計額	△ 1,641,737	580,452
	ホ 車両運搬具	14,008	
	減価償却累計額	△ 11,490	2,518
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,705	589
	ト 建設仮勘定		92,475
	有形固定資産合計		12,403,425
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		12,404,817
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		984,335
	(2) 未収金	302,394	
	貸倒引当金	△ 500	301,894
	(3) 貯蔵品		598
	流動資産合計		1,286,827
	資産合計		13,691,644

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,622,174	
	企業債合計	<u>1,622,174</u>	1,622,174
	固定負債合計		1,622,174
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	108,652	
	企業債合計	<u>108,652</u>	108,652
	(2) 未払金		123,348
	(3) 引当金		
	賞与引当金	10,004	
	引当金合計	<u>10,004</u>	10,004
	(4) 預り金		1,665
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>245,669</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		6,888,446
	長期前受金収益化累計額	△ 3,324,413	
	繰延収益合計		<u>3,564,033</u>
	負債合計		<u><u>5,431,876</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,914,826	
	資本金合計	<u>7,117,019</u>	7,117,019
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	784,463	
	利益剰余金合計	<u>784,463</u>	784,463
	剰余金合計		<u>1,142,749</u>
	資本合計		<u>8,259,768</u>
	負債資本合計		<u><u>13,691,644</u></u>

令和7年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,770,570	△ 5,037	1,765,533		
	1	営業収益	1,617,776	△ 64,732	1,553,044		
		1 給水収益	1,531,200	△ 64,732	1,466,468	1 水道料金	△ 64,732
	2	営業外収益	152,792	59,695	212,487		
		2 他会計補助金	1,176	59,695	60,871	1 他会計補助金	59,695

支出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,494,349	△ 5,037	1,489,312		
	1	営業費用	1,464,424	847	1,465,271		
		4 業務費	118,333	847	119,180	17 委託料	847
		6 減価償却費	459,827		459,827	38 有形固定資産 減価償却費	
	2	営業外費用	28,624	△ 5,884	22,740		
		2 消費税及び 地方消費税	5,923	△ 5,884	39	58 消費税及び 地方消費税	△ 5,884

[単位：千円]

説	明
水道料金	
一般会計補助金 水道料金減額協力金	

1-1-4 業務費

[単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔水道料金賦課等事業〕 847 ・水道料金等取扱業務委託事業 17 委託料 上下水道料金システム改修委託料	〈特定財源〉 そ 847千円 一般会計補助金 水道料金を一定期間減額するためのシステム改修
〔企業会計管理事業〕 ・減価償却費管理事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 58,848千円 一般会計補助金
〔企業会計管理事業〕 △ 5,884 ・消費税等申告事業 58 消費税及び地方消費税	

令和7年報告第5号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月10日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年2月12日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年11月27日（水）
午前9時40分ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 一宮市浅井町東浅井字本郷清水68番地先 |
| 3 | 市側 | 土木課 職員 |
| 4 | 相手方 | 市外在住 |
| 5 | 事故の概要 | 交差点部で、衝突を避けるためにやむを得ず後退したところ、公用車のリアバンパーが後方に停止していた大型自動二輪車の前輪と接触したものの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円
相手方 金 300,307円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 300,307円 |

(参 考)

事故現場説明図（一宮市浅井町東浅井字本郷清水68番地先）

